登米市の「いじめ」根絶をめざして

登米市教育委員会・登米市立登米中学校　平成３０年４月



登米市いじめ防止基本方針
登米市立登米中学校いじめ防止基本方針

登米市では「いじめ防止対策推進法」をうけ、全ての子供がいじめを行わず、全ての人がいじめを放置することなく、市民総がかりでいじめ問題に取り組むことを目指し「登米市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、「登米市いじめ問題対策連絡協議会」「登米市いじめ防止対策調査委員会」「登米市いじめ防止調査結果検証等委員会」の組織を立ち上げ「未然防止」「早期発見」「対処」に取り組んでいきます。

市内小中学校においても「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ根絶」に向けて今後も努力していきます。

※詳しくは登米市ホームページ、各小中学校のホームページをご覧ください。

いじめってどんなもの？

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句　・仲間はずれ、集団による無視
- 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする　・金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　など

重大事態

いじめの中でも次のような事態が生じた場合は「重大事態」と判断し、「登米市いじめ防止対策調査委員会」にて調査及び対処にあたります。

○児童生徒が自殺を企図した場合　○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合　○精神性の疾患を発症した場合　など

家庭の皆さんへ

- いじめは重大な人権侵害であることを理解し、大人が模範を示しましょう。
- 親子の絆、信頼関係を深め他者への思いやりや命の大切さを教えましょう。
- いじめにあった場合は全力で守り、いじめを行った場当は、相手の立場に立ってどうすべきか共に考えましょう。

地域の皆さんへ

- いじめ問題の理解を深め、地域の子供たちを守りましょう。
- 地域の遊びや活動を通して、人間関係を良好にする力を育てましょう。
- ＰＴＡや地域の団体等による見守りや学校への情報提供など、学校と連携していきましょう。